

15. 大阪府財政運営基本条例の概要

健全で規律ある財政運営を行うことにより、府民福祉の維持向上を図ることを目的として、財政運営の基本ルールを定めた「大阪府財政運営基本条例」を平成24年2月10日に施行しました。

1 規律の確保

- 収入の範囲内で予算を組む
 - ・ 新規施策実施時には、安定的な財源確保に努める
 - ・ 適切な府債発行
 - ・ 反復・継続的な単年度貸付の禁止
 - ・ 基金からの借入れ禁止を明確化
- 財政のリスクマネジメント
 - ・ 環境変化に伴う事業の見直し・撤退への適切な対応
 - ・ 将来負担につながる新たな損失補償等の原則禁止
- 権限・責任・受益に応じた適切な費用負担
 - ・ 他の当事者との適切な役割分担・費用負担
 - ・ 国の制度・施策に対する適正な費用負担等に向けた必要な提言
 - ・ 使用料・手数料など受益者による適正負担 など

条例に沿った具体的な対応

- ☞ 新規事業の財政リスクを点検し、その結果を公表
- ☞ 損失補償・債務保証の内容、必要性を点検し、その結果を公表

2 計画性の確保

- 中長期の財政状況の試算・公表
 - ・ 予算審議や計画的な財政運営のため、10年以上の中長期試算を公表
- 府独自の財政指標を公表
- 減債基金・財政調整基金への計画的な積立て
 - ・ 減債基金への計画的な積立て
 - ・ 財政の環境変化に備え、財政調整基金に新たな積立目標額等を設定
 - ・ 決算剰余金を財政調整基金に編入
- 庁内で財政の現状・目標について認識を共有

条例に沿った具体的な対応

- ☞ 中長期試算を公表
- ☞ 財政評価指標を公表
- ☞ 財政調整基金積立目標額(R15末：1,400億円)を議会に報告・公表

3 透明性の確保

- 予算編成過程など財政情報の積極的な公表
- 将来の財政リスクの把握と公表
- 新公会計に基づく財務諸表の公表

条例に沿った具体的な対応

- ☞ 予算編成過程、点検・試算結果や指標等を公表